ア　平成25・26年度資格審査申請の際に提出した総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）の写し
イ　共同企業体等調書
ウ　共同企業体協定書の写し
エ　工事経歴書（下記７⑵アの要件を満たす施工実績を記載したもの。）
⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成26年11月25日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
７　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。
ア　装備施設本部長から「しゅんせつ工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けている。）
イ　装備施設本部長が算定した「しゅんせつ工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,100点以上である。
ウ　申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、南関東防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていない。
エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。
ア　平成11年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、重要港湾において、グラブ浚渫船により、計画水深－11m以深の航路又は泊地の浚渫（250,000㎥以上）を施工した実績を有する（共同企業体の構成員であった実績を有する場合は、出資率20%以上であったものに限る。）。
イ　建設業法の「しゅんせつ工事業」につき許可を有しての営業年数が５年以上である。
ウ　「しゅんせつ工事」に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に配置できる。
⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑷　代表者の要件　代表者は、「しゅんせつ工事」に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。
８　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。
なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。
９　資格審査結果の通知
「資格審査結果通知書」により通知する。
10　資格の有効期間
資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者にあっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。
11　その他
⑴　共同企業体の名称は、「長浦㉖浚渫工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。
⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示の変更

平成24年11月26日官報（号外政府調達第225号）（競争参加者の資格に関する公示）平成25・26年度において独立行政法人国立印刷局における建設工事等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等及び平成25年１月25日官報（号外政府調達第15号）（競争参加資格に関する公示）平成25・26・27年度において独立行政法人国立印刷局における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、一部を次のように改正する。
平成26年11月４日
独立行政法人国立印刷局
理事長　氏兼　裕之
◎調達機関番号　562　◎所在地番号　13
「東京都港区虎ノ門２－２－４」を「東京都港区虎ノ門２－２－５」に、「80円切手」を「82円切手」に改める。

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
平成26年11月４日
国立大学法人京都大学長　山極　壽一
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　26
○第６号
１　調達内容
⑴　品目分類番号　24
⑵　導入計画物品及び数量
ＣＰＣユニット　一式
⑶　調達方法　購入等
⑷　導入予定時期　平成28年度４月以降
⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件
Ａ　本設備は、再生医療用ｉＰＳ細胞ストックプロジェクトに基づく、将来の再生医療等製品の原材料となるｉＰＳ細胞ストックの構築、及び臨床研究に提供する再生医療等製品群に属する治療薬を製造するための製造管理及び品質管理を行う設備一式であること。
Ｂ　本設備は、品質管理設備ユニット（１Ｆ）及び製造管理設備ユニット（２Ｆ）、並びに設備機器の集中監視・制御を行うシステム、及び製造工程管理・品質管理を行うシステムから構成されること。
Ｃ　本設備一式は、再生医療等の安全性確保法等、本邦が定める再生医療等製品の製造管理・品質管理の基準に適合すること。
Ｄ　品質管理設備ユニットは、無菌試験室、細菌検査室、微生物汚染検査室、核酸調製室、ＰＣＲ試験室、核型解析室及び細胞培養分析室を含むこと。
Ｅ　製造管理設備ユニットは、アイソレーターの設置を想定した閉鎖系細胞調製室４室、安全キャビネットの設置を想定した開放系細胞調製室４室及びｉＰＳ細胞ストック保管室を含むこと。
Ｆ　製造管理設備ユニット内の細胞調製室・品質管理設備ユニット内の無菌試験室は、製品・試験の無菌性を確保するため、室圧（差圧）、温湿度及び塵埃が適正に制御されたクリーンルームであること。
Ｇ　設備機器の集中監視・制御システムは、製造管理及び品質管理区域の全ての設置機器のモニタリング、データ保管、異常時の警報通知及びデータトレンド解析等のデータに関する二次加工が可能なシステムであること。
Ｈ　製造工程管理システムはロットごとの製造指図書の作成、製品・中間製品・試験検体のラベル作製機能を有すること。また、バーコードリーダーにより、製品・中間体・採取検体・使用する原材料の確認が可能であり、適正に製造工程管理ができるシステムであること。